

株式取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 当会社における株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い並びにその手数料については、定款の規定に基づきこの規程によるほか、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）および株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 当会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
みずほ信託銀行株式会社

同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

第2章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第3条 当会社は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第154条第3項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）に基づき株主名簿への記載又は記録を行う。

- 2 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。
- 3 株主名簿は、機構が指定する文字及び記号により記載又は記録するものとする。

(株主名簿記載事項等に係る届出)

第4条 株主名簿に記録される者（以下「株主等」という。）は、その氏名又は名称及び住所等を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出なければならない。

- 2 前項の届出事項を変更したときも同様とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、証券会社等又は機構を通じた届出の対象となっていない事項については当会社の定める書式により株主名簿管理人に対し届け出るものとする。

(外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

第5条 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するか、又は日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名若しくは名称及び住所又は通知を受けるべき場所を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。

- 2 前項の届出事項に変更若しくは解除があったときも同様とする。

(法人株主等の代表者)

第6条 法人である株主等は、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。

- 2 前項の届出事項を変更したときも同様とする。

(共有株主の代表者)

第7条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定めて、共有代表者の氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。

2 前項の届出事項を変更したときも同様とする。

(法定代理人)

第8条 株主の親権者及び後見人等の法定代理人は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。

2 前項の届け出事項に変更又は解除があったときも同様とする。

(機構経由の確認方法)

第9条 当会社に対する株主等からの届出が証券会社等又は機構を通じて提出された場合、株主等本人からの届出とみなす。

第3章 株主確認

(株主確認)

第10条 株主(個別株主通知を行った株主を含む。)が振替法第147条第4項に規定する少数株主権及びその他の株主権行使又は請求(以下「請求等」という。)をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの(以下「証明資料等」という。)を添付し、又は提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りではない。

2 当会社に対する株主又は次項に定める代理人からの請求等が、証券会社等又は機構を通じて為された場合は、株主又は代理人からの請求とみなし、証明資料等又は次項に定める当該委任状が株主本人により作成されたことを証するものは要しない。ただし、当会社が必要と認める場合には、証明資料等を請求することができる。

3 代理人により請求等をする場合には、株主が署名又は記名押印した委任状及び当該委任状が株主本人により作成されたことを証するものを添付するものとする。

4 前項に規定する委任状には、受任者の氏名又は名称及び住所の記載をしなければならない。

5 第3項に規定する代理人は、自己が受任者であることを証するものを添付するものとする。ただし証券会社等又は機構を通じて請求等が為された場合には、当会社が必要と認める場合を除き、自己が受任者であることを証するものの添付を要しない。

第4章 少数株主権の行使

(少数株主権等)

第11条 振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、署名又は記名押印した書面により、証券会社等が交付した振替法第154条第3項に定める個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。

(単元未満株式の買取請求の方法)

第12条 単元未満株式の買取請求をするときは、機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて行うものとする。

(買取価格の決定)

第13条 前条の買取請求の買取単価は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

- 2 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払い)

第14条 当社は、前条により算出された買取価格から第17条に定める手数料を控除した金額を買取代金とし、当社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当または株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

- 2 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込みまたはゆうちょ銀行現金払いによる買取代金の支払いを請求することができる。

(買取株式の移転)

第15条 買取請求を受けた单元未満株式は、前条による買取代金の支払または支払手続を完了した日に当社の振替口座に振替えるものとする。

第5章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第16条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座の取扱いに係る事項については、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによる。

第6章 手数料

(手数料)

第17条 当社の株式の取扱いに関する手数料は、無料とする。ただし、第11条に規定する少数株主権行使に際しての費用については実費とする。

- 2 株主等が証券会社等又は機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

第7章 総株主通知等の請求

(当社による総株主通知の請求)

第18条 当社は、以下に定める場合のほか正当な理由がある場合には、総株主通知を機構に請求することができる。

- (1) 当社が、法令、有価証券上場規程、定款その他の規則（以下「法令等」という。）に基づき株主等に対して通知する必要があるとき。
- (2) 当社が、法令等に基づき、株主等に関する情報を公表し、又は官公署若しくは証券取引所に提供するために必要があるとき。
- (3) 当社が、株主に対し振替株式の株主共通の利益のためにする行為をしようとするとき。

- (4) 上場廃止、免許取消その他当会社又は株主に損害をもたらす恐れがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- (5) 取締役会で定める一定時点における株主の株式保有状況を株主名簿に反映させることが適当であると判断したとき。

(当会社による情報提供請求権の行使)

第19条 当会社は、以下に定める場合のほか正当な理由がある場合には証券会社等又は機構に対して、振替法第277条に規定する請求を行うことができる。

- (1) 株主等の同意があるとき。
- (2) 株主と自称する者が株主であるかどうか確認するために必要があるとき。
- (3) 株主が株主権の行使要件を充たしているかどうかを確認するために必要があるとき。
- (4) 当会社が、法令等に基づき、株主等に関する情報を公表し、又は官公署若しくは証券取引所に提供する必要があるとき。
- (5) 上場廃止、免許取消その他会社又は株主に損害をもたらす恐れのある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- (6) 特定の者が株主として請求等をしようとする旨を当会社が認知したとき。

2000年12月13日改定

2001年11月1日改定

2002年10月28日改定

2003年6月23日改定

2004年12月13日改定

2005年4月1日改定

2006年5月1日改定

2008年10月1日改定

2009年1月5日改定

2009年6月25日改定

2011年10月1日改定

2013年4月1日改定

2013年10月1日改定

2015年4月1日改定

2020年1月1日改定

2021年11月22日改定